

議案第 2 号

芽室町都市計画税条例中一部改正の件

芽室町都市計画税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 7 年 5 月 8 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第45項」を「第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 1～12 一略一 13 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項及び第32項、第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 14 一略一 附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u>	附 則 1～12 一略一 13 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項及び第32項、第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 14 一略一